

虐待防止のための指針

1 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
緊急やむを得ない場合の適正な手続きを満たさない身体拘束を含む。
- ② 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 身体拘束等廃止に関する基本的な考え方

身体拘束とは「本人の行動の自由を制限すること」であり、その人の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的・社会的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、拘束をしない支援の実施に努める。

① 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き行ってはならない。

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

② 身体拘束等を行う基準

本人の尊厳を守るため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の三つの要件を全て満たす必要がある。その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

(1) 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

(2) 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

(3) 一時性

身体拘束等が一時的なものであること。

③身体拘束等が発生した場合の体制

- (1)緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は虐待防止委員会にて協議する。
- (2)(1)の協議結果について家族様及びケア提供者に説明し、同意を得る。説明・同意を得た旨は記録に記載する。
- (3)身体拘束等を行っている間は、利用者訪問時に心身の観察を行い、身体拘束がやむを得ない状況であるか3要件に沿って検討する。また、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

3 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置します。委員会は3カ月に1回以上開催し、次のことを協議します。

- ・委員会その他法人内の組織に関すること
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(2) 委員会の構成メンバー

委員会の運営責任者は管理者とし、構成メンバーは職員から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を選出し構成します。

- (3) 委員会の実施に当たっては、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。
- (4) 会議の実施に当たっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
- (5) 委員会を実施する都度、議事録を作成し委員会ファイルに保存します。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回および新規採用時に実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ① 当ステーション職員が利用者への虐待等を発見した場合、速やかにスクリーニングを実施し、管理者および行政機関の担当窓口へ報告します。
- ② 当ステーション職員は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されな

いよう注意を払い、虐待等を行った当人に事実確認を行い、必要に応じ、関係者から事情を確認します。

③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対応の改善を求め、他職種と共同して必要な支援を検討します。

④ 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

⑤ 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

⑥ 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市町村の行政機関に報告します。

⑦上記の経過において、収集した情報は適宜カルテに記録する。

6 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。(削除)

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

7 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行います。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に常設し、また、ホームページに公表します。

9 その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

「3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

本指針は、令和4年4月1日より施行する

R6.8.12 改定

医療法人葛西医院
訪問看護ステーションかっさい
管理者 平山 司樹